

# 神奈川県災害薬事コーディネーターについて

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課薬事指導グループ

Kanagawa Prefectural Government

## 1、県災害薬事コーディネーターに係る検討の経緯

| 時期        | 内容   |
|-----------|--|
| R4.7      | 令和4年7月22日付国通知「大規模災害時の保健医療福祉に係る体制の整備について」により、保健医療福祉調整本部における「災害薬事コーディネーター」の参画が明記 |
| R4.8～R7.3 | 県薬剤師会・県病院薬剤師会と調整   |
| R7.3      | 令和6年度薬事審議会で検討結果を報告<br>神奈川県災害時保健医療救護計画に「県災害薬事コーディネーター」を位置付けを明記                  |
| R7.4      | 薬局薬剤師を1名委嘱（任期は1年）  |
| R7.4～現在   | 人材養成（R7.11.30 養成研修開催）  |

Kanagawa Prefectural Government

## 2、県災害薬事コーディネーターの概要

|    |   |
|----|---|
| 委嘱 | 県薬剤師会・県病院薬剤師会からの推薦により知事が委嘱<br>任期は2年程度を予定(更新可)   |
| 人数 | 県保健医療福祉調整本部に1名常駐を想定<br>⇒1日3交代×3日間ローテ等を考え、10名(薬局薬剤師+病院薬剤師)程度委嘱   |
| 資質 | 目指すレベルは、日本災害医学会の「災害医療認定薬剤師」の認定取得者 相当<br>※当面の間は、「県災害薬事コーディネーター養成研修」の修了者又は<br>同学会PhDLSインストラクター等とする。   |
| 職務 | 【災害時】<br>・大規模災害の発災直後から収束までの間、県保健医療福祉調整本部において災害時の薬事対応等に関して薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。<br>・神奈川県保健医療福祉調整本部長の要請に基づき、大規模災害発生時に県保健医療福祉調整本部に参集し、神奈川県内の災害時の薬事対応等に精通している専門家として、行政と一体となった活動を行う。<br>【平時】<br>・神奈川県が行う災害時の薬事対応等のあり方の検討、訓練・研修の企画等について、助言等を行う。 |

2

## 3、県災害薬事コーディネーターの活動想定等

- 県から派遣要請があった際の活動期間は、1回の要請につき8時間程度を予定。
- 県災害薬事コーディネーターとして活動した際の実費弁償は、「神奈川県災害薬事コーディネーター設置要綱」の規定に基づき既定の額を支給。
- 県災害薬事コーディネーターの活動場所は、神奈川県保健医療福祉調整本部（県庁西庁舎）であり、危険を伴う災害現場で活動する想定なし。  
なお、県庁に来ていただく間に負傷等があった際は、「神奈川県災害薬事コーディネーター設置要綱」に規定する扶助金を支給。

3

## 4、県災害薬事コーディネーターに係る協定

### ■ご相談事項

設置要綱に基づく派遣等に係る協定締結先について

### ■内容

派遣等に係る協定の締結先を委嘱する災害薬事コーディネーターが所属する各病院とするのではなく、県病院薬剤師会としたい

《理由》

1. 医療コーディネーターと異なり、団体からの推薦に基づき委嘱すること
2. 薬局薬剤師の場合は県薬剤師会と協定を締結することとしていること

### 今後の委嘱予定

R7.12～R8.1中旬

県薬剤師会及び県病院薬剤師会が県災害薬事コーディネーターとして10名程度推薦

R8.1中旬～R8.2

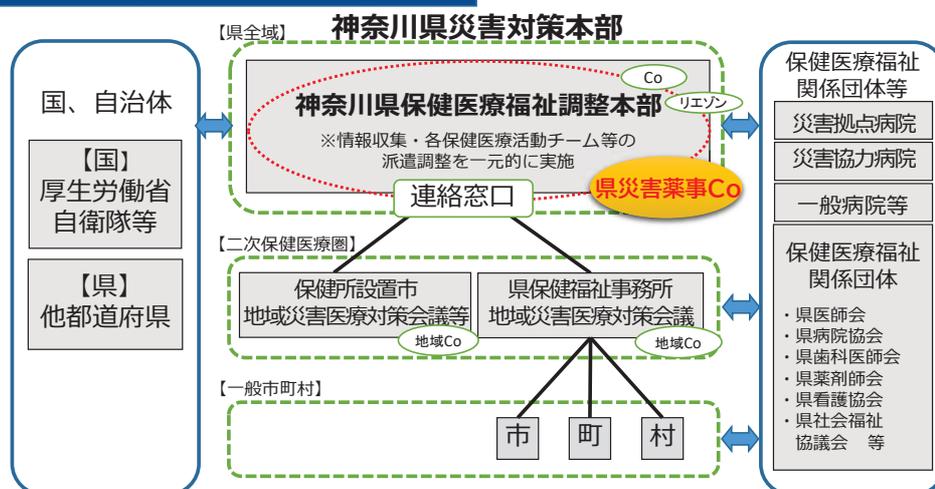
団体から推薦のあった10名程度を県災害薬事コーディネーターとして知事が委嘱

4

## (参考) 本県の県災害薬事コーディネーターの位置づけ

第8次神奈川県保健医療計画（図表2-1-3-2 三階層の保健医療総合調整機能）より抜粋

### 三階層で保健医療の総合調整を実施



- ※1 「市、町、村」は、災害時において「市町村の災害対策本部（医療救護担当）」を表す。
- ※2 保健所設置市である横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市（寒川町域含む）は、市単位で県保健医療福祉調整本部と連携した医療救護活動を行う。
- ※3 保健所設置市のうち、横須賀市は、この図では一般市町村の市として扱う。
- ※4 保健衛生活動は、平時の保健所活動と同じ体制で行う。

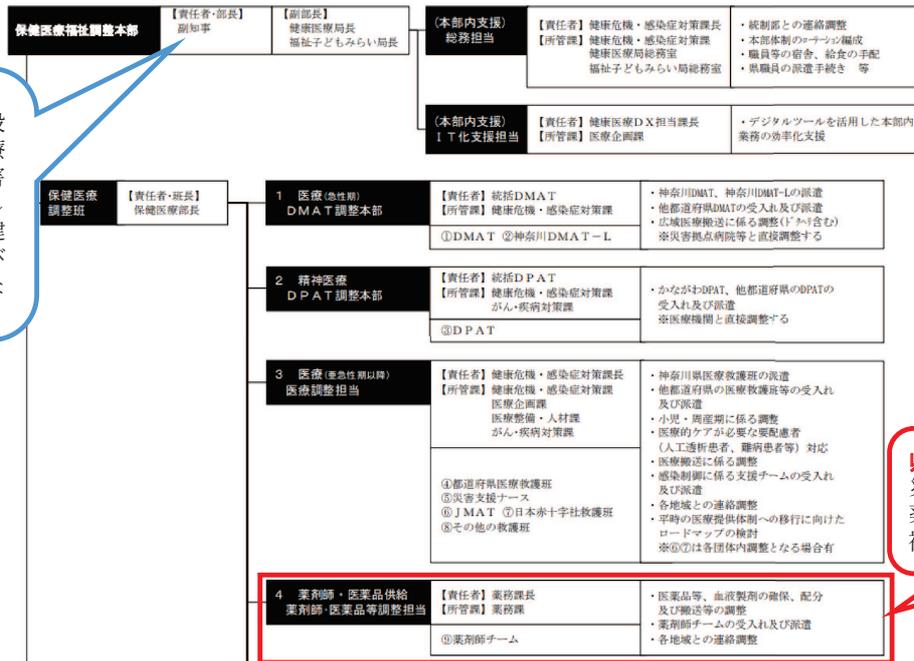
- Co: 災害医療コーディネーター
- 地域Co: 地域災害医療コーディネーター
- リエゾン: 災害時小児看護期リエゾン

5

# (参考) 本県の県災害薬事コーディネーターの位置づけ

図1 神奈川県体制(本庁)

神奈川県災害時保健医療救護計画より一部抜粋



**県災害医療コーディネーター**  
県内医療機関や社会福祉施設の被害状況等を評価し、医療支援に繋げる等、県内の災害時の保健医療福祉活動に関して全体の情報を把握し、保健医療福祉調整本部の部長及びその代理者を補佐し、必要な助言を行う。

**県災害薬事コーディネーター**  
災害時の薬事対応等について、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。

## 神奈川県災害薬事コーディネーター設置要綱（案）

（設置）

第1条 地震及びこれに伴って発生する津波や浸水、土砂災害、火災等並びに火山災害等の大規模な災害が発生した場合に、県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、神奈川県災害薬事コーディネーター（以下「県災害薬事コーディネーター」という。）を置く。

（委嘱及び任期）

第2条 県災害薬事コーディネーターは、神奈川県内の災害時の薬事対応等に精通している薬剤師のうちから知事が委嘱する。

2 県災害薬事コーディネーターの任期は、原則として2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

（協定）

第3条 県は、県災害薬事コーディネーターの所属する団体等との間に、神奈川県災害薬事コーディネーターの派遣等に係る協定等を締結する。

（配置）

第4条 神奈川県全域の災害時の薬事対応を調整する際に、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行うコーディネーターとして、神奈川県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）に県災害薬事コーディネーターを置く。

（2 地域薬事 Co のことが決まったら2項に記載する）

（3 地域薬事 Co のことが決まったら設置市は各自設置する旨記載する）

（職務）

第5条 県災害薬事コーディネーターは、大規模災害の発災直後から収束までの間、県保健医療福祉調整本部において災害時の薬事対応に関して薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。

2 県災害薬事コーディネーターは、神奈川県保健医療福祉調整本部長（以下「県保健医療福祉調整本部長」という。）の要請に基づき、大規模災害発生時に県保健医療福祉調整本部に参集し、神奈川県内の災害時の薬事対応等に精通している専門家として、行政と一体となった活動を行う。

3 県保健医療福祉調整本部長は、医療救護活動における薬剤師及び医薬品等

※赤字は医療 Co 設置要綱（R2.8Ver）との変更点

に関するニーズ等が安定した場合は、県災害薬事コーディネーターに対する派遣の要請を解除できるものとする。

- 4 県災害薬事コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、県保健医療福祉調整本部長に対し所要の事項を引き継ぐものとする。
- 5 県災害薬事コーディネーターは、平時において、神奈川県が行う災害時の薬事対応のあり方の検討、訓練・研修の企画等について、助言等を行う。

（守秘義務）

第6条 県災害薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（実費弁償等）

第7条 県災害薬事コーディネーターの実費弁償は、県保健医療福祉調整本部長の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第11条に定める額を支給する。

- 2 県災害薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）の例により、県災害薬事コーディネーター又はその遺族に扶助金を支給する。

（事務）

第8条 県災害薬事コーディネーターに関する事務は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、県災害薬事コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。